

広島県告示第七百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県府中市出口町及び同市鵜飼町地内								
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	表 示 の 区 域	次の図のとおり	表 示 の 区 域	次の図のとおり	表 示 の 区 域	次の図のとおり	表 示 の 区 域	次の図のとおり	表 示 の 区 域	次の図のとおり
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	表 示 の 区 域	次の図のとおり	表 示 の 区 域	次の図のとおり	表 示 の 区 域	次の図のとおり	表 示 の 区 域	次の図のとおり	表 示 の 区 域	次の図のとおり
	積谷川（二七八a）	土石流	積谷川（二七八b）	土石流	積谷川（二七八c）	土石流	積谷川（二七八隣）	土石流	室房川（二七九）	土石流
	積谷川（二七八b）	土石流	積谷川（二七八a）	土石流	積谷川（二七八c）	土石流	積谷川（二七八隣）	土石流	室房川（二七九）	土石流
	室房川（二七九隣c）	土石流	室房川（二七九隣b）	土石流	室房川（二七九隣a）	土石流	室房川（二七九隣c）	土石流	室房川（二七九隣b）	土石流
	室房川（二七九隣d）	土石流	室房川（二七九隣c）	土石流	室房川（二七九隣b）	土石流	室房川（二七九隣a）	土石流	室房川（二七九隣c）	土石流

室房川(二七九隣e)	土石流	次の図のとおり			
明神川(二八四)	土石流	次の図のとおり	明神川(二八四)	土石流	次の図のとおり
明神川(二八四隣a)	土石流	次の図のとおり	明神川(二八四隣a)	土石流	次の図のとおり
明神川(二八四隣b)	土石流	次の図のとおり	明神川(二八四隣b)	土石流	次の図のとおり
明神川(二八四隣c)	土石流	次の図のとおり	明神川(二八四隣c)	土石流	次の図のとおり
二本木川(二八五)	土石流	次の図のとおり	二本木川(二八五)	土石流	次の図のとおり
寺窪川(二八六)	土石流	次の図のとおり			
西谷(八二九五)	土石流	次の図のとおり	西谷(八二九五)	土石流	次の図のとおり
親和(八二九六)	土石流	次の図のとおり	親和(八二九六)	土石流	次の図のとおり
親和(八二九七)	土石流	次の図のとおり	親和(八二九七)	土石流	次の図のとおり
本谷(五〇六五)	土石流	次の図のとおり	本谷(五〇六五)	土石流	次の図のとおり
本谷(五〇六五隣)	土石流	次の図のとおり	本谷(五〇六五隣)	土石流	次の図のとおり
室房(八三〇二)	土石流	次の図のとおり	室房(八三〇二)	土石流	次の図のとおり
室房(八三〇二隣)	土石流	次の図のとおり	室房(八三〇二隣)	土石流	次の図のとおり
室房(八三〇三)	土石流	次の図のとおり	室房(八三〇三)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。